

## 平成23年度第2回家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会 議事録

## 1. 開催概要

日 時：平成24年1月10日（火）10：00～12：00

場 所：航空会館603号室（東京都港区新橋1丁目18番1号）

出席者：（敬称略）

委 員：下田委員長（大阪大学大学院工学研究科）、金谷委員（慶応大学大学院政策メディア研究科）、辰巳委員（日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会）、中上委員（（株）住環境計画研究所）、本藤委員（横浜国立大学大学院環境情報研究院）、松尾委員（（財）地球環境戦略研究機関）、森口委員（東京大学大学院工学系研究科）  
環境省：室石、杉本、福井、小澤（地球環境局地球温暖化対策課）  
事務局：菊井、川原、中垣、（一般社団法人地球温暖化防止全国ネット）、上田、伊原（凸版印刷株式会社）  
欠 席：大久保委員（大阪大学大学院法学研究科）、三浦委員（東北芸術工科大学建築・環境デザイン学科）

議題：

- (1) 各分科会の役割とアウトプットの整理について
- (2) 各分科会の進捗状況について
  - ・第一分科会からの中間報告
  - ・第三分科会からの中間報告
  - ・第二分科会からの中間報告
- (3) 検討会における検討事項及び本年度のまとめの方針について
- (4) その他

配布資料：

- 資料1 各分科会における役割とアウトプットの整理  
資料2-1 診断の方法論検討及び効果検証に係る分科会（第一分科会）からの中間報告  
資料2-2 データベースの構築と診断効果の定量化に係る分科会（第三分科会）からの中間報告  
資料2-3 民間企業等による試行と制度検討に係る分科会（第二分科会）からの中間報告  
資料3 検討会における検討事項及び本年度のまとめの方針  
参考資料1 平成23年度第1回家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会 議事要旨  
参考資料2 平成23年度第1回家庭エコ診断推進基盤整備事業検討会 議事録

## 2. 議事内容について

### (0) 議事録確認

中上委員：第1回検討会議事録に訂正したい部分があるので、後日修正いただきたい。

### (1) 各分科会の役割とアウトプットの整理について

事務局：資料1の説明。

下田委員長：ご質問等があれば伺いたい。

森口委員：分科会の通称についてだが、第一分科会という呼び名ではなく、役割分担を明確にする点からも分かり易い分科会名にしていただきたい。

### (2) 各分科会の進捗状況について

事務局：資料2-1、資料2-2、資料2-3の説明。

下田委員長：分科会ごとにご質問等をお受けしたい。まず、資料2-1に関連して、第一分科会の座長である本藤委員から補足があればお願いしたい。

本藤委員：第一分科会の目的は、診断の方法論と効果検証にある。特に分科会において議論があったのは、うちエコ診断員のあり方であった。診断の方法論について、本事業では診断ソフトだけではなく、診断員の役割が重要だとの意見があった。また、地域事務局からの情報提供として、診断の際に不慣れな診断員に対しては地域事務局が同行してサポートしている場合があり、今年度養成したうちエコ診断員が独立して診断を実施できていない場合もあるようである。また、診断員の経験に基づいてアドバイスすることは説得力があり重要ではあるが、他方で、誤った思い込みで診断している場合もあるようである。本年度は2日間の養成期間で基本的な部分を中心に研修を行っているが、今後どう養成し、レベルアップし、フォローアップするかが重要なポイントとなっている。

下田委員長：本年度使用しているソフトに関して特に修正が必要な点はあるか。

事務局：資料2-1に示した修正項目のほかに、地域別の気候特性に対応するための対策に関して要望が出ている。本年度末に予定しているソフトの改修において、どこまで対応するかは第一分科会で議論したい。

下田委員長：続いて資料2-2に関連して、第三分科会についてご議論いただきたい。森口委員から補足をお願いしたい。

森口委員：まず一点目としては、何によってどういう結果になったかを定量化するために、本年度の効果検証を実施する上で当初予定していなかったコントロール群の設定について対応いただき、解析をすすめているところである。二点目としては、昨年度の「見える化」事業でも明らかになったことだが、「見える化」機器を設置しただけでも効果がみられる場合があるため、「見える化」機器による効果を分離することが必要であることを議論した。三点目としては、これも昨年度の「見える化」事業においても議論された点であるが、本事業が世帯を対象としているのか、個人を対象にしているのかを明確にする必要があるということである。診断は世帯を中心にしているが、家庭の中ではアクターとして個人が中心となっていることが多いということが議論になった。

下田委員長：このような詳細な分析を行おうとすると節電というバイアスが気になってくる。HEMSデータについては、昨年度から今年にかけて継続したデータを取得している世帯はあるのか。

事務局：今のところ継続的にデータを取得している世帯はない。

杉本課長補佐：補足だが、昨年度事業から継続してデータ取得している世帯はないが、本年度事業でお願いしたHEMS既設の世帯の中には、昨年度の3月11日の前から取得している世帯がごく一部あるため、これら世帯に対してデータの提供をお願いする予定である。

松尾委員：この効果検証の効果とは、電気のみを検証か、それともその他のCO<sub>2</sub>排出源となるエネルギー源もふくまれるのか。

事務局：電気が中心であるが、その他にガス・水道の日内使用量データが取得できる世帯が一部

あるので、これらを活用した効果検証を予定している。

下田委員長：節電によって電気使用量が減ったが、ガス使用量が増えたなどの分析もお願いしたい。

辰巳委員：計測機器を見ると、ほとんどが電力総量を計測するものとなっているが、このデータを用いて、うちエコ診断ができるのか。

杉本課長補佐：現段階のうちエコ診断では、HEMS のデータは使用せず、別途事前調査票に記入していただいた電気・ガス・灯油・ガソリンの使用量のデータを用いて診断している。全体の枠組みとしては、診断によって行動変容が得られた場合の効果を、HEMS のデータで検証しようとするものである。HEMS のデータのようなより細かいデータを提供することによって、行動に変化があるかどうかの検証に関しては、今後の課題と考えている。

辰巳委員：東日本大震災の影響により、節電に関する意識は高まっており、各家庭においては既に行動変容が起きていると考えられる。そのため、対策の提案としては買換えが中心になると考えられるが、このような対策効果を HEMS のデータから見るのが可能なのか。

中上委員：現在、HEMS のような機器を用いた計測は過渡期にあると考えられることから、HEMS のみに依存しない方がよいと思われる。スマートメーターが普及してくれば違ったアプローチができると考えられる。HEMS のみに依存すれば、分析の本筋が別の方向に進むことも懸念される。

森口委員：基本的には、中上委員のおっしゃるとおりと思われるが、過渡期がどのくらい続くかにも依存すると思われる。すみやかに次のステップに移行するようであれば、中上委員の言われるように、HEMS による分析に固執する必要は低いと思われる。一方で長く続くようであれば、これまでの使用量の総量から経験と勘に頼って対策を立てていたものが、使用量のパターン情報から使用機器の稼働状況を抽出し、より効果的に対策をとっていかうとする試みとなり、辰巳委員のおっしゃる観点から意味のあるものになると思われる。

下田委員長：うちエコ診断は、どちらかというと前者の使用量総量から経験と勘に頼って対策を立てるようなものに近いか、その中間的な位置づけにあるものだと思われる。

下田委員長：続いて資料2 - 3に関連して、第二分科会についてご議論いただきたい。金谷委員から補足をお願いしたい。

金谷委員：このような制度を考えていくにあたって、民間企業等がいかに事業を自立的に進められるかを導き出すことに主眼において議論を進めてきた。加えて、中立性を担保し、事業リスクをいかに小さくできるかを目的に民間企業等による試行実証を進めているところである。そこで確認であるが、民間企業等による試行実証から出てくる診断ソフトへの改善要望については、第一分科会で取り扱うことになるのか確認したい。また、診断ソフト Ver.3.1 対応に間に合うか伺いたい。

杉本課長補佐：基本的には第一分科会で扱うことになっている。また、進捗を見ながらになるが、今年度末の診断ソフト Ver.3.1 への更新で対応することもありうる。

金谷委員：現実問題として、CO2 排出原単位についても対応していく必要があるが、診断ソフトも含めて常に新しいものを取り込んで対応していくのか、ある程度のスパンをもって対応していくのかの方針を定める必要があると考えている。また、住宅メーカー等が実施しようとしている類似の「見える化」事業も出てきていることから、これらをどう取り込んでいくのかも課題であると考えている。

下田委員長：事業リスクに関しては、特に慎重に検討していく必要があると考えられるが、4 千件あまりの診断を実施している現状において、特に問題が出てきていることはないか。

事務局：消費者問題に関しては、特に事業に関するトラブルの報告はあがってきていない。唯一、診断を受けた方がご家庭に帰って情報共有を図ったところ、家庭内で意見が異なり、事務局に問合せがあったとの報告があった。

松尾委員：家庭内でしっかり情報共有がなされた証拠とみることができる。

下田委員長：これまでのご議論では、過渡期にある計測機器やうちエコ診断を関連づけながら、環境コンサルティングの着地点をどのあたりにするのか検討することが本検討会の目指す所である。

(3) 検討会における検討事項及び本年度のまとめの方針について  
事務局:資料3の説明。

環境コンシェルジュ制度のあり方について(資料3;1-4を中心に)

下田委員長:まずは、このような過渡期の中で、どういう形で環境コンシェルジュ制度を確立していくのか、長期的な展望を含めてご意見を頂戴したい。

金谷委員:環境コンシェルジュ制度という大きな枠組みの確立が主眼であるが、その前に少し細かい話をさせていただくと、診断ソフトや診断の中身に関して、常に新しい良いエコ製品や制度を積極的に取り入れていくような診断の設計ができないだろうか。例えば、新規のエコ製品の申請登録制度の様な仕組みを取り入れて、常に新しい技術を取り入れた効果的な診断ができるような制度とするのはいかがか。その上で、診断員に関しては、フォローアップ研修の様なもので新しい技術等のフォローをしていくような制度は考えられないだろうか。

杉本課長補佐:新しい技術の対策効果が明確になってからの対応が前提であるが、診断ソフトへの反映に関して新しい技術とその効果について提供いただいた際には、診断ソフトに反映するようにしたい。また、診断員についても、フォローアップ研修として対応していきたい。その場合、まったく新しい手法によって診断手法を極端に変えるということは考えておらず、個別の技術・手法をアドオンさせていくことになるであろう。このような場合、診断ソフトに対する現在の更新の枠組みの中で、ある程度対応できるのではないかと考える。

金谷委員:個別の技術・手法の登録に際しては、多くの企業が自主的に登録できる仕組みがあってもよいのではないかと考えるがいかがか。

松尾委員:診断ソフトの初期の設計において重視していたのは、変数がすぐに対応できるようにすること。しかしながら、すべての新しい技術を包括的に拾っているわけではないので、企業の方から提案があって構わないと思われる。ただし、金谷委員がおっしゃったような、新しい技術を効果検証する機能を制度の中で構築することが必須であると考えます。

金谷委員:現状では、うちエコ診断の存在を知っている企業のみが提案する形になっていることから、登録基準等を明確にした上で、公に募集する方が公平であると考えます。一方で、民間企業の方も業種を超えたサービスの提供や、グループとしての取組みが盛んになってきているため、業種で限定することも難しくなっていることから、登録基準を明確にした公募の方が取組み易いのではないかと考える。

本藤委員:新技術を診断ソフトに反映させる仕掛けとしては金谷委員の言われるとおりと思われる。少し別の観点からみると、そのような新技術を診断ソフトにすべて取り込むのか、診断員あるいは環境コンシェルジュに対応していただくのかについても議論をしておいた方がよいと考える。そのうえで、診断ソフトで対応する場合には、製品まで選べるようなデータベース的なものが必要になってくるので、どこまで対応するのかをしっかり議論しておくべきである。

中上委員:基本的な確認であるが、診断そのものは、無償で受診できるものとするのか伺いたい。

杉本課長補佐:現段階では、有償の診断は難しいと考えている。民間企業における自立的な事業としては、民間企業の顧客サービスの一環としてうちエコ診断を組み込んでいただいて、顧客満足度の向上、他社との差別化などを付加価値と認識いただいて、実施していただくことを想定している。また、地域のコミュニティ別の診断の枠組みでは、自治体が地域の対策とし予算化した上で実施するということを想定している。

中上委員:将来のイメージであるが、結局は、資金力がある民間企業が独占的に技術提供をしてしまいうリスクが考えられる。したがって、何らかの形で中立的な立場の機関が必要であり、環境省等がフォローしていく必要があるのではないかと。

杉本課長補佐:中上委員のご意見は、まさに検討会においてご議論いただきたいところである。ご指摘いただいたような状況になれば、受診者に偏った情報を提供することになってしまう恐れがあるので、診断ソフトで幅広く対策を提示して、その中で対策の優先順位を見ていただく

ということが基本的な流れと考える。そこで本年度における民間企業等の診断試行では、業種を限定して、クローズドなユーザに対してうちエコ診断を限定したり、複数の商品を扱う民間企業に限定したりして民間サービスのあり方を検討することを当初想定していたが、金谷委員のご指摘を考慮すると、線引きをどのようにしていくかが、当面の重要な課題であると思われる。現在のうちエコ診断における最低限の対策としては、複数の対策を提案することや、自社の製品だけでなく他社の製品も提示することを診断員の認定条件として認定し、中立性を担保することが考えられるが、十分でないことは否めない。今後例えば、保険関連において、相談者の状況を把握した後である程度の提案を行っているファイナンシャルプランナーや生命保険の外交員などの事例を参考に、同様なスキームを確立させることも考えられる。

松尾委員：本藤委員のご指摘に関連するが、環境コンシェルジュ制度の在り方や役割に関して、現在のうちエコ診断ではどういう対策が良いかという提案まではストーリーとして説明できるが、受診者側に立った場合に、その対策に対してどこに行ったら買えるのか、幾らするのか、使い勝手はどうかなどについての提案は、まさに環境コンシェルジュの役割だと思われるが、まだ対応できていない。そこで、例えばこれらの情報をWEB上で提供していけば統一的な補足情報としてワンストップで提供することかできるだけでなく、環境コンシェルジュとしての精度も高まると考えられ、加えて、受診者に対しても広い選択肢を提供できるのではないかと考えられる。

金谷委員：同様なことであるが、前述したように公募して審査を通過した情報を診断ソフトの中に組み込むことでも、特定の商品を紹介することを防止し、広く選択肢を与えることができると思われる。一方で、中上委員からのご指摘にあったように、もし無償で診断を実施していくと想定すると、将来自立的に運用していくためには、環境コンシェルジュ事業に係る資金の確保が必須になってくる。これに対しては、環境コンシェルジュになるときの登録料や、エコ技術を登録したい民間企業等が技術登録の際に支払う登録料などが考えられる。どれくらいの登録料が妥当かは今後の検討になると思われるが、特に、技術登録料に関しては中小企業にも登録が可能な金額にすることが不公平感を生まないポイントであろう。また、利益相反に関しては、農林水産省のバイオマスタウンアドバイザー制度などを参考にしているかどうか。すなわち、診断を実施する民間企業の業種で限定するのではなく、環境コンシェルジュに対する倫理規程を定めて署名してもらい、違反した場合には環境コンシェルジュとしての罰則を設けるなど、資格付与の条件で制限するしかないと思われる。この部分が守られるのであれば、提案と販売を明確に分けるということ、および個人情報の共有に関するルールを決めることにより、利益相反はある程度乗り越えられるのではないかと考えられる。

下田委員長：そういった観点から見た場合、資料3の1 - 4のシートの中において、機器見積りや専門家紹介は環境コンシェルジュのサービスに入るのか。

杉本課長補佐：現段階では、環境コンシェルジュの最後のあるべき姿として、機器見積りや専門家紹介も本サービスに入り得ると考えている。加えて、資料3の2 - 5のシートにあるようなサービスも、うちエコ診断と合わせて提供されることが望ましいと考えている。ただし、金谷委員および松尾委員のコメントにあったように、これらのサービスを環境コンシェルジュから提供するのか、診断ソフトないしはWEBから提供するのは今後検討が必要だと考えている。

下田委員長：リフォームや太陽光発電設備の設置に関しては悪徳業者がいたりするが、これらの対策を環境コンシェルジュとして保障していけるかが重要になってくると思われる。以前伺ったイギリスの事例でも、消費者が一番求めているところであった。そういう意味で業者に関しても、適正な価格で対応してくれるような業者を、公的なところで保証していただくのが最も安心であると思われるがいかがか。

金谷委員：同じように、例えばLEDについてであるが、来年度にLEDの規格化がなされる予定であるが、現在、その規格に満たないようなLEDが低価格で出回っている状況にある。このような状況下で、単に低価格なLEDを進めるのではなく、社会情勢も把握した上で、受診者

にアドバイスするのが環境コンシェルジュの役割であると思われる。

下田委員長：少し話が変わるかも知れないが、例えば、利益相反となるが、A社の看板を背負ってA社の商品を対象とした的確な提案をする環境コンシェルジュと、受診者に対してコンプライアンスをしっかり遵守する環境コンシェルジュの2種類の環境コンシェルジュがあるかもしれない。いずれの環境コンシェルジュを受診者が受け入れてくれるか分からないが、そのような場面も出てくるかもしれない。

辰巳委員：環境コンシェルジュの信頼性について、アドバイスする内容が正しいものであると認識できれば、たとえA社の製品を推したとしても、問題は発生しないように思われる。その意味で、個人の資質で提案内容が変わるようなものであっては信用が得られないかもしれない。つまり、環境コンシェルジュの資格そのものが信頼できる資格にならないと厳しいと思われる。一旦、資格としての信用が得られれば、環境コンシェルジュという人が信頼でき、個別の製品を紹介しても問題には至らないと思われる。資格そのものの信頼性が定着するのは3年では難しいかもしれないので、見直しが常に必要だと思われる。その期間は、第三者の誰かが担保していないと難しいと思われ、その役割は国かもしれない。

森口委員：しかしながら、現状では国が一番信用できないと思われているかもしれない。どういう仕組みが一番信頼できるかを先に考える必要があると思われる。しかしながら、国が信用できないからと言って、信用の無い情報が流布すると、消費者にとってもっと悲惨な状況になるかもしれない。消費者も含めた形で一番信頼できる仕組みを考えていくことが必要であろう。

辰巳委員：そのような観点から言えば、苦情を受けて公的に対応できる仕組みが必要である。例えばADR(Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続)のような第三者に関わってもらいながら、解決を図っていくものがあるので、これらを参考にする、または活用するなどして、苦情に対応していくことが考えられる。

下田委員長：この事業自体が、将来的に自治体や民間企業に任せていこうとしているところがあるが、最終的に国がどの部分に関わっていくのかを明確にしておく必要がある。例えば、それが診断ソフトの更新や、資格認定制度の部分なのか、あるいは枠組みの構築までに留めるのかなどの検討が必要である。さらに、どのタイミングで第三者に渡していくのか、全部渡すのか、最後まで国が請け負う部分はどこかについても議論が必要であろう。今回は課題の提起に留まってしまうが、今後の議論が必要である。

辰巳委員：資料3の1 - 4シートについてだが、温暖化について知りたいということがスタートになっているが、今の消費者は省エネや節電したいということがスタートだと思うがいかがか。

杉本課長補佐：本シートはこれまでの施策の流れを説明している。そのため、最初の段階から消費者が本枠組みに入ってくる必要はなく、各段階から入ってくることで構わない。その上で、個人が温暖化について関心を持ったが、何をやっていいのかわからないといった場合の流れも含めた視点で書かせていただいている。

松尾委員：役割と目標について意見を言わせていただきたい。資料3の1 - 4シートに示されている役割案について基本的には同意したい。そこに出てくる課題については、来年度以降専門的な方々で議論いただきたい。また、他のスライドでも示されているようにチャレンジ25やエコポイント等と有機的に連携することも必要なことであると考えている。ただし、チャレンジ25が温暖化対策のモチベーションアップになっているかは個人的には疑問である。

下田委員長：少し補足させていただきたいが、制度設計に対してビジネスコンペをしてもいいかもしれない。それから、最近の話題として、住宅のリフォームにおいて窓だけ変えた人が多いようであるが、問題となったケースもあると聞く。つまり、環境コンシェルジュがなかったために起こったと想定されるような、適切でない事例も参考にするとなることが必要になるか見えてくるかもしれない。

環境コンシェルジュ制度の普及について(資料3；2 - 1、2 - 2、2 - 4を中心に)

下田委員長：まず、資料3の2 - 1(うちエコ診断のターゲット層について)について、各委員のご意見を

伺いたい。

辰巳委員：インターネットの口コミ情報は、普及という観点から非常に有効と考えている。すなわち、環境コンシェルジュを活用して成果が現れたご家庭が発信源になっていく仕組みがあれば良いと考える。そういう意味では、民間企業等による診断試行において、生協が選ばれているということは、グループ内での情報共有・情報発信という観点からは良かったのではないかと思う。

下田委員長：民間企業等による診断試行の業種を見て思うことだが、民間大手の住宅メーカーが選ばれることについては、アフターサービスをしっかり実施されていると思われるので、うちエコ診断の成果を追っていくのには適しているのではないかと思われる。

松尾委員：普及という観点では、どんな世帯の、どの主体に、どのように展開していくのかを戦略的に設定していく必要がある。どんな世帯とは打てば響く層であり、もしくは元々排出量が少なく、さらに頑張ってもらって低炭素世帯のモデルになっていただけるような世帯であろう。どの主体かは、これから試行錯誤だと思う。どのようにというのが難しく、これから受診者を募集する段階において苦労することになるかもしれない。これらを打開する一つの方策として、信頼性、ブランドの確立があるのではないか。加えて、組織的に受診していただく仕組みや後押しが必要となるであろう。おそらく、発信だけ行っても普及は難しいと思われる。

森口委員：家庭での取組みに熱心な方は、既にいろいろ実施されていて、削減ポテンシャルは低いように思われる。例として、LEDへの買換えを行った場合でも、なるべく点けないなどの対策を実施されている家庭では、LEDの寿命まで使いきれないかもしれない。つまり、コストペイバックすらしないことになりかねないので、そういうことをしっかり伝えていく必要があるのではないか。やはり、かなり浪費していて削減効果の見込める世帯をターゲットとしていくべきであろう。

松尾委員：前述した、打てば響く層というのは、森口委員のおっしゃる削減効果の見込める層を指している。

杉本課長補佐：結局、削減効果の見込める世帯に対して、どの様な戦略的アプローチを取るかが一番の課題である。また、これらの世帯が光熱費などにどれくらい関心を持っているか気になることである。

中上委員：ビルの省エネに関しても同様のことが言える。使う側が省エネしないといけないという風潮にすることが大事であり、これらがないと、省エネ診断・省CO<sub>2</sub>診断を受けようということになりにくい。ライフスタイルの変容の意識が重要である。このような風潮を生み出す何かが必要であろう。例えば、家庭でのCO<sub>2</sub>削減量に対して、証明書のようなものを発行するなどして社会への貢献を評価し、また、それを社会が認めるような仕組みを構築していくような方策もあってもよいのではないか。エコポイントなどは経済的なインセンティブであるが、それ以外の別の仕組みがあってもよいのではないか。

森口委員：そのような場合に逆累進にならないように留意が必要である。つまり、頑張っている家庭は削減量も少なく、浪費している家庭の方が大きな削減量が得られる場合があることから、不公平な評価になる場合がある。したがって、CO<sub>2</sub>削減に取り組む家庭に対して公平な評価を行う制度設計ができるかが、非常に重要なポイントであろう。

下田委員長：次に、資料3の2-2(事業展開を行う各コミュニティの運用イメージ)について、各委員のご意見を伺いたい。

中上委員：自治体が地域施策として実施をしていくのは効果も期待でき、実施事例もあることから良いのではないか。兵庫県などは非常に熱心にやっているようである。自治体は常に家庭に近い位置にあり、自治体をいかに巻き込むかがキーポイントではないか。そうした場合、取組に熱心な自治体や団体等を表彰するような支援策もあってもよいのではないか。

辰巳委員：自治体との連関を考える場合には、気候との関連も見ることができると思われる。

中上委員：自治体は市民からの最初の窓口であり、市民からの問合せがあった場合に、うちエコ診断ないしは環境コンシェルジュの制度があれば、自治体にとってもスムーズな紹介等がで

きるように思われる。

辰巳委員：先に少しコメントさせて頂いた口コミ情報の活用についても、地域別のコミュニティであればより効果的であろう。

下田委員長：自治体で実施していくことは効果的と思われるが、そのための課題を明確にする必要がある。例えば、自治体で展開しようとする、全国統一の診断精度が担保できるか、気候別の対策にどのように対応するのか、などの課題を明確にして解決していく必要がある。また、どこまで自治体に任せるのか、どこまで国が関与するのかを明確にしていく必要がある。民間試行に関しても同様のことが言える。

松尾委員：自治体を中心にした地域別コミュニティにおける診断と、民間企業等による診断とで求められるものが違ってくると思われる。今回の検討会の中でも、自治体、民間、ビジネスモデル、信頼性などのキーワードが出てきており、これら二つの診断スキームは目指す所は同じであろうが、求められる機能は違ってくると思われるので、このあたりは、来年度に重要な課題となると思われる。

金谷委員：資料3の2 - 2の図は、自治体と民間を分けたスキームを示されているが、地域別のコミュニティの方では、実際に診断を管理するのは各種団体であろうから、ここが民間であってもよいのではないか。その場合には、分けて書く必要性は低いと思われるがいかがか。

杉本課長補佐：資料3の2 - 2の図は、制度運用の出資元を想定しながら示したものである。そういう意味では、民間企業の場合には、自社のサービスの中のうちエコ診断を組み込んだ場合に追加的に発生した内部コストが、自社のサービスの付加価値を上げることでペイするようであれば、民間企業自体が、ある意味出資元となることが考えられる。自治体においては、市民サービスと地域の温暖化対策として予算化して行けるかがポイントであり、自治体の委託を受けた団体等が診断を実施してくようなスキームとして示している。

本藤委員：今のご説明であれば、二つの体制に分けて運営していくよりも、一つの体制として、その中で自治体や企業などがどのように役割分担するかを議論する方が妥当かと思われるがいかがか。また、本日の前半部分で議論した環境コンシェルジュの役割は広範囲にわたっており、これらをすべてできる者が本当にいるのかという疑問もあり、例えば、診断をしていく環境コンシェルジュAと、製品や専門家・業者等を紹介していく環境コンシェルジュBに分けるという考え方もあるのではないか。これら全体を一つの体制としてまとめて、それぞれの強みを発揮していくようなスキームとした方が良いのではないか。

下田委員長：そうするとワンストップではなくなるが、資料3の1 - 4(環境コンシェルジュの役割案)の図の中に、国、自治体、民間・団体等が入り、役割分担をするような図を作成して検討するのはいかがか。

松尾委員：先ほど申し上げたことの補足になるが、おそらく制度は一つであろうと思うが、ビジネスモデルとして運用していくためにはそれぞれ異なる機能が必要となると考えられることから、二つのスキームが示されていると理解している。

下田委員長：次に、資料3の2 - 4(今後のうちエコ診断員をどう養成すべきか)について、各委員のご意見を伺いたい。

中上委員：資料3の2 - 6の他の資格における認定の概要に関する資料の中で、自身で関わっているものが二つほどある。そのうち、家庭の省エネエキスパート検定のテキストは大変良いものができあがり、これを一般発売することになった。今回のうちエコ診断の診断員の研修会における座学などでも参考にさせていただければと思う。

下田委員長：家庭の省エネエキスパートの資格を取られた方が、うちエコ診断に関わっていただくこともあるかもしれない。

中上委員：ESCO事業で言うワンストップサービスは、診断・設計・施工・アスターフォローまでを指すが、環境コンシェルジュで言うワンストップサービスはもっと短いものようである。したがって、サービス範囲を明確にしておく必要がある。過剰な期待をされ、誤解を招かないようにしておくことも重要であろう。

杉本課長補佐：役所で言うところのワンストップサービスはすべて一か所でやるのではなく、関連する施策

もしくは手続きについて、一旦受けた所で関連する所を紹介するまでの流れをいう。  
辰巳委員：今更ではあるが、環境コンシェルジュといった場合に、「環境」は名称として少し範囲が広い印象がある。

平成 23 年度事業のまとめの方針について(資料3;3 - 1を中心に)  
下田委員長：事業のまとめについては各分科会でさらに調整いただくこととするが、全体的な方針は、資料3の3 - 1で了承いただくことで良いか。

(4)その他

事務局：第3回検討会を3月中旬に予定している。後日メールで日程調整させていただく。

以上